

環境首都における産業廃棄物処理高度化に向けた制度のあり方について

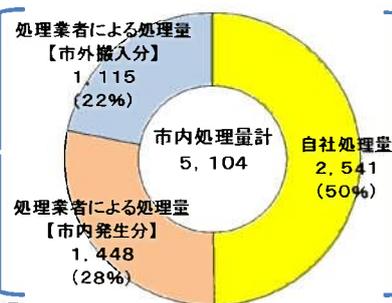
北九州市環境局産業廃棄物対策課 平成29年4月25日

市内の産業廃棄物処理実態

本市の産業廃棄物処理の実態について

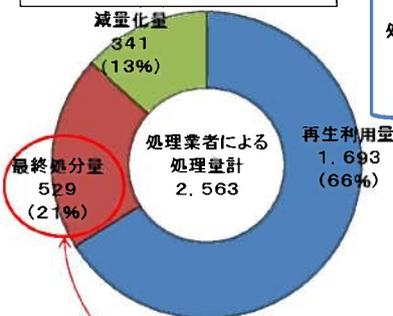
<平成25年度データ>
(単位:千トン)

<図1> 市内で処理される産業廃棄物の内訳

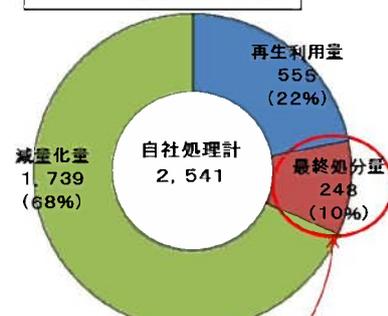


※自社処理・委託(処理業者)が半々であり、さらに委託分のほぼ半分は域外から流入している。

<図2> 処理業者の処理状況の内訳



<図3> 自社処理後物の処理状況の内訳



<参考> 全国の産業廃棄物の処理状況の内訳



⇒最終処分量が全国平均と比べて高く、域外分も含めて、最終処分量の削減及び3Rの推進を図る必要がある。

※本市の場合、全国と比べて動物のふん尿が少なく、鋳さいや金属くずが多いという特性の違いがあるが、そうした特性の違いを踏まえても、再生利用率が低く、最終処分量が多くなっている。

産業廃棄物の自社処理の状況

★ 自社処理を行う市内事業者数 <平成25年度データ>

自社処理の方法	中間処理	最終処分
自社処理事業者数	35	1
産業廃棄物処理量 (千t/年)	2,337	204

※ 自社処理を行う事業者の業種

電気・ガス・熱供給・水道業	9
製造業	16
建設業	10
サービス業	1

⇒ 自社処理の品目は、汚泥、鉱さい、がれき類の割合が高い。

⇒ 36事業者が、市内で処理される産業廃棄物の約50%にあたる廃棄物を自社処理している。

3

市内の(特別管理)産業廃棄物処理業者数

★ 産業廃棄物処理業許可件数

許可区分	収集運搬業	中間処理業	最終処分業
北九州市	326	166	5
全国	188,475	12,491	909

<北九州市:平成27年度データ、全国平成25年度データ>

★ 特別管理産業廃棄物処理業許可件数

許可区分	収集運搬業	中間処理業	最終処分業
北九州市	85	23	0
全国	19,782	766	76

<北九州市:平成27年度データ、全国平成25年度データ>

★ 市又は国の優良認定業者数 <平成29年3月31日時点>

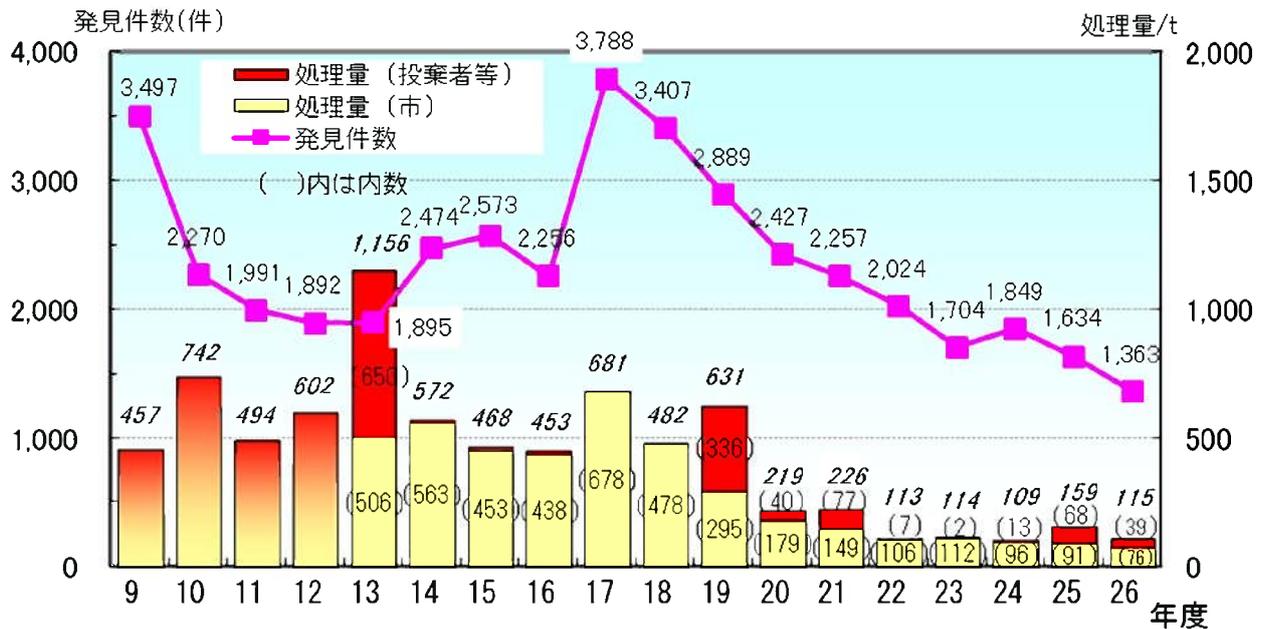
認定区分	市の優良認定	国の優良認定
業者数	23	28

※ 全国での国の優良認定業者数は、1,089業者 (平成29年1月31日時点)

⇒ 産業廃棄物の処理量比で見ると、中間処理業者数は平均的であるが、国の優良認定を受けた事業者が多い。

4

本市の不法投棄の状況



⇒ 不法投棄の発見件数、処理量ともに減少傾向

5

不法投棄防止対策

★ 不法投棄防止パトロールの状況

事業名	担当	回数/年 (H26)	内容
平日パトロール	監視指導課	795	産業廃棄物収運業者への巡回等の途中で実施
	環境センター	1,100	
夜間・土日パトロール	監視指導課	88	不法投棄されやすい、夜間・土日・祝日にパトロール
祝日パトロール	環境センター	31	
深夜・早朝パトロール	民間委託	200 (延べ数)	深夜・早朝に不法投棄常習箇所をパトロール
計		2,214	

⇒ この他に不法投棄通報員の委嘱、監視カメラの整備等の対策を実施

6

行政処分等の状況

★ 産業廃棄物処理業者等に対する指導等実績

	巡回	立入検査	報告徴収	文書指導
北九州市	1,077	552	490	7
全国	—	181,292	5,124	—

<北九州市：平成27年度データ、全国平成25年度データ>

⇒ 巡回により廃棄物の保管状況等を細かに監視。立入検査数は少ないが、報告徴収を多く実施。

★ 行政処分件数

	改善命令	措置命令	業又は設置許可の取消	事業又は施設の停止
北九州市	0	0	0	0
全国	53	22	396	94

<北九州市：平成27年度データ、全国平成25年度データ>

⇒ H28年度は、再委託基準違反等による事業停止処分が1件あり

⇒ 依然として不適正処理が散見され、今後も処理業者の指導・監督が必要

7

本市における産業廃棄物に係る現行制度

➤ 北九州市環境未来税条例

環境未来都市推進費用に充てるため、産業廃棄物の埋立処分を行う最終処分業者及び自家処分業者に環境未来税を課すもの。

➤ 北九州市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する要綱

産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画の事前公開、関係地域への説明会の開催など紛争の予防及び調整に関するもの。

➤ 北九州市産業廃棄物の広域移動に伴う処理の適正化に関する要綱

産業廃棄物を年間1,000トン(特別管理産業廃棄物は100トン)以上、市外から市内へ搬入する事業者、また市内から市外へ搬出する事業者に、事前に北九州市長へ届出・通知を求めるもの。

➤ 北九州市産業廃棄物排出事業者・処理業者認定制度実施要綱

産業廃棄物の減量・リサイクル・適正処理について特に顕著な取組みを行い、優れた実績を上げている排出事業者と処理業者の双方を選定し、事業者表彰や認定業者の称号付与、取組のPR・周知等により推奨を図る認定制度。

➤ その他報告制度

- 産業廃棄物発生量及び処理状況(対象：排出事業者)
- 産業廃棄物処分実績報告(対象：市内の処分業者)

⇒ 要綱を根拠に産業廃棄物に関する施策を実施。報告制度が乱立。

8

国の産業廃棄物処理制度の見直しの方向性

＜基本的視点＞

適正処理の更なる推進

- 排出事業者責任の徹底
- 処理業者による適正処理の確保に向けた仕組みづくり
- 現場での機動的な対処を重視した仕組みづくり

健全な資源循環の推進

- 排出抑制・適正な循環的利用の推進
- 優良な循環産業の更なる育成と各種手続等の合理化

9

本市の産業廃棄物処理に関する現状・課題と対策

＜現状・課題＞

- 市内で発生した産業廃棄物及び市内で処理する産業廃棄物(市外搬入分を含む)の最終処分率が高い
- 依然として不適正処理が発生
- 要綱に基づく指導、報告制度の乱立など、制度を見直す必要性
- 産業の優良化を目指す上で、有用な人材の確保及び産業としての育成が進んでいない

現行制度を見直し、産業廃棄物処理の高度化(3R推進、労働環境や効率性向上、イメージの改善など)に向けた制度検討を行う

本市における産業廃棄物処理の高度化により、環境首都として地域貢献を果たす
産業廃棄物処理業が有望な環境産業として発展し、地域の経済成長や新たな雇用の拡大に繋げる

10

産業廃棄物処理の高度化に向けた制度の検討方針

- 環境首都として他都市と同レベルでなく、一步先を行く産業廃棄物処理を目指す
- 排出事業者が主体的に3Rに取り組める制度
- 処理業者の支援・育成を図る
- 環境負荷の高い埋立処分から環境負荷の低い3Rへ無理のないシフトを図る
- 国が、従来の規制行政から産業廃棄物処理業を環境産業として育成を図る方向へ舵を切っていることから、国と歩調を合わせる

11

検討の進め方(案)

◆ 検討にあたっての留意点

- 1 科学的な知見に基づく取組内容の検討
→ 産業廃棄物に関する専門知識を有する学識経験者の参画
- 2 産業廃棄物に関わるあらゆる分野の意見を取り入れる
→ 産業廃棄物に関わるステークホルダーとして排出事業者及び産業廃棄物処理業者の委員への参画
- 3 国の法改正や今後のビジョンと歩調を合わせた速やかな対応
→ 小回りのきく小規模の会合

専門部会で素案を議論

報告

環境審議会で答申案を議論

答 申

12